

____年__月__日

BCCWJ モニター公開データ (2009 年度版) 誓約書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所・言語資源研究系長
科学研究費補助金特定領域研究「日本語コーパス」領域代表者
前川喜久雄 殿

□氏名： _____ 印

□所属機関・部局： _____
(学生の方は、大学・研究科をお書き下さい)□職名： _____
(学生の方は、修士課程・博士課程の別と学年をお書き下さい)

□希望するデータ送付先：所属機関あて・自宅あて (どちらかに○)

□データ送付先住所：〒 _____

□メールアドレス： _____
(携帯メール不可。確実に連絡のつくアドレスをはっきりとお書き下さい。)□専門分野 (該当するものに○を付けて下さい。複数回答可)：
言語学, 言語教育, 言語情報処理, その他 (具体的に： _____)

私は、「現代日本語書き言葉均衡コーパス」モニター公開データ (2009 年度版) (以下、「公開データ」という。公開データを収録したディスクを指す場合は、「ディスク」という) を利用するに当たって、以下の各条項の内容を十分理解し、誠実に実行することを約束します。

第1条 (公開データの利用期限)

公開データの利用期限 (「現代日本語書き言葉均衡コーパス」の正式公開まで) を順守します。

2 利用期限内にディスクの改訂版の配布を受けた場合は、その時点をもって利用期限とすることを了解します。

3 ディスクの配布を受ける資格を失った場合は、その時点をもって利用期限とすることを了解します。

第2条 (公開データの利用目的)

学術研究の目的に限り、公開データを利用します。

2 公開データを利用した製品開発、特許開発は行いません。

第3条 (公開データの厳正な管理)

第三者に対し、公開データ (の一部) またはディスクについて、譲渡、配布、貸与、売却は行いません。また、公開データ (の一部) の公衆送信、ディスクのオークションへの出品は行いません。

2 公開データ (の一部) あるいはディスクを製品としてあるいは製品の一部に組み込んでの販売は行いません。

3 公開データは紛失することのないよう適切に管理します。

第4条 (公開データの複製)

私自身が研究で使用する目的に限り、私が占有して使用するコンピュータに公開データを複製します。

2 上記の目的のため、USB メモリ等の電子媒体に一時的に公開データを複製する場合は、コンピュータに複製後すみやかに USB メモリ等の電子媒体から公開データを消去します。

3 公開データの必要以上の複製は行いません。また、公開データを長期間利用しない場合は、コンピュータから消去します。

第5条（利用期限後の措置）

公開データの利用期限が過ぎたらすみやかに公開データを消去するとともに、ディスクを国立国語研究所に返却します。

第6条（公開データの利用環境）

公開データが不用意に流出しないよう、以下の条件に該当するコンピュータにおける公開データの利用及び当該コンピュータへの公開データの複製を行いません。

- ①セキュリティ対策ソフトが正常に機能していないコンピュータ
- ②ファイル交換ソフトがインストールされているコンピュータ
- ③不特定多数が利用するコンピュータ
- ④インターネット検索ロボット（Google 等）の検索が及ぶコンピュータ

第7条（補助作業）

第2条の利用目的達成のため、第三者である補助作業者に公開データを預け、必要な作業をさせる場合は、補助作業にも本誓約書の内容を周知させ、同等の義務を課します。なお、補助作業者がさらに別の補助作業者に作業をさせるような依頼は行いません。

第8条（研究成果の公開）

公開データを利用した、積極的な研究成果の発表を行います。公開データを利用した研究成果を発表するに当たっては、次の①～④を順守します。

①研究成果を発表する場合は、「現代日本語書き言葉均衡コーパス」モニター公開データ（2009年度版）」を利用したことを明記します。

②研究成果を発表した場合は、その抜き刷りないしコピーを以下に送付します。

〒190-8561 東京都立川市緑町 10-2 国立国語研究所 「書き言葉コーパス」担当

③「Yahoo!知恵袋」を利用した研究成果の場合は、上記②とともに、以下にも送付します。

〒107-6211 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

ヤフー株式会社 検索事業部 Academic Relations 担当 日本語コーパス係

④研究成果が電子媒体の場合は、その PDF ファイルを kotonoha@ninjal.ac.jp へてに送付します。

2 研究成果の発表が、別添の「「現代日本語書き言葉均衡コーパス」モニター公開データ（2009年度版）」を利用した研究成果における再配布の制限について」で示された再配布に該当しないことに留意します。

第9条（別契約が存在するデータ）

国立国語研究所が第三者より提供を受けたデータで、その利用条件に関して別に契約が存在するものについては、その契約内容を十分理解し、内容に従います。

2 公開データに含まれる「Yahoo!知恵袋」データについては、別添の国立国語研究所とヤフー株式会社との間で取り交わした「契約書」（抜粋）の条件に従います。

第10条（違約行為）

理由のいかんを問わず、本誓約書の内容を誠実に履行しなかったことにより、現代日本語書き言葉均衡コーパスの構築事業に損害を与えた場合は、すみやかに公開データを消去するとともに、ディスクを国立国語研究所に返却します。

2 上記の損害の程度により、相当期間、公開データあるいは現代日本語書き言葉均衡コーパスに関するデータの利用停止を含む制限を受けることを了解します。

第11条（協議）

本誓約書に定めのない事項および本誓約書の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって国立国語研究所と協議し、解決を図ります。

以上